

遅延損害金及び延滞金について

水道料金及び下水道使用料を納期限までにお支払いがない場合、水道料金については遅延損害金、また下水道使用料については延滞金が発生する場合があります。

令和3年4月以降に債権が発生する水道料金及び下水道使用料が対象です。

水道料金及び下水道使用料は、納期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

水道料金のお支払いが納期限を過ぎた場合

【遅延損害金の計算方法】

遅延損害金^(※1)

= 水道料金未納金額^(※2) × 年当たりの割合^(※3) × 日数^(※4) / 365 日

※1 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※2 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※3 3%（民法404条に規定する法定利率）

* 民法に規定する法定利率は、3年ごとに見直されることになっています。

※4 納期限の翌日から納付の日までの日数

下水道使用料のお支払いが納期限を過ぎた場合

【延滞金の計算方法】

延滞金^(※5)

= 下水道使用料未納金額^(※6) × 年当たりの割合^(※7) × 日数^(※8) / 365 日

※5 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※6 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※7 次ページ参照

※8 納期限の翌日から納付の日までの日数

【延滞金の割合】

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合※注1+1%

(延滞金特例基準割合 +1%が7.3%を超える場合には7.3%)

(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの期間

延滞金特例基準割合※注1+7.3%

(延滞金特例基準割合が7.3%以上の場合は14.6%)

延滞金の期間ごとの割合

期間	延滞金特例 基準割合	納期限の翌日から1か月 を経過する日まで (延滞金特例基準割合+1.0%)	納期限の翌日から1か月 を経過した日以降 (延滞金特例基準割合+7.3%)
令和3年4月1日から 同年12月31日まで	1.5%	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	1.4%	2.4%	8.7%

お問い合わせ先

松江市上下水道局お客さまセンター ☎0852-55-4888

営業時間 8:30~19:00 土曜、日曜、祝日、年末年始休暇を除く